

日耳鼻埼玉県地方部会 「日本耳鼻咽喉科頭頸部外科学会補聴器相談医」更新のための講習会

◎ 日 時 令和6年10月27日(日)午前10時～

◎ 場 所 埼玉県県民健康センター1階 大会議室AB

(講習会プログラム)

進行 日耳鼻埼玉県地方部会副部会長 田中 康広

10:00～10:05 日耳鼻埼玉県地方部会長挨拶
菅澤 正

10:05～10:10

補聴器相談医の資格更新に関する諸説明

日耳鼻埼玉県地方部会補聴器キーパーソン
宮澤 哲夫

講 義 (各45分)

10:10～10:55

(1)「福祉医療と相談

～第29回補聴器キーパーソン全国会議報告～

日耳鼻埼玉県地方部会 補聴器キーパーソン
宮澤 哲夫 先生

10:55～11:40

(2)「騒音性難聴と補聴器

－労災保険制度の現状をふまえて－

耳鼻咽喉科市川医院 院長
(埼玉県労災医療部会理事)
武石 容子 先生

11:40 終 了

~~~~~

## 福祉医療と相談 第29回補聴器キーパーソン 全国会議報告

埼玉県補聴器キーパーソン 宮澤 哲夫

令和6年6月15日、16日におこなわれた第29回補聴器キーパーソン全国会議より「聞き取りづらさを感じて受診した患者さんに対する診療マニュアルの活用について」第49回福祉医療サマーセミナーより、補聴器専門講座「補装具費支給制度について」の内容を紹介した。

「聞き取りづらさを感じて受診した患者さんに対する診療マニュアルの活用について」

日本耳鼻咽喉科頭頸部外科学会 副理事長 中川 尚

志 先生講演より

日本人の難聴の自覚率は約10%である。これは他の先進国と比較してもほとんど差はない。しかし、日本の補聴器の普及率は15%と諸外国と比較してとても低い。さらに、補聴器に対する満足度は装用者の50%と他国と比べて著しく低い。

その原因は、

- 1、難聴を感じても医療機関を受診しない市民
  - 2、難聴患者に補聴器を提案しない医師
  - 3、必要な助成が整備されていない社会環境
  - 4、質の高い調整を提供できない補聴器販売店
- 以上4点があげられる。

2024年7月、日本耳鼻咽喉科頭頸部外科学会はこの現状を打開すべくACジャパンを介して難聴啓発キャンペーンを開始した。現在、「聞こえにくさを自覚したら耳鼻科に行ってください」というメッセージが様々なメディアで展開されている。そして、それによって難聴を自覚した患者さんの耳鼻咽喉科受診が増加することが予想される。

これを受けて日本耳鼻咽喉科頭頸部外科学会では、耳鼻咽喉科医に対して「聞き取りづらさを感じて受診した患者さんに対する診療マニュアル」を作成した。今後、耳鼻咽喉科を標榜する医療機関はこのマニュアルを活用して、難聴を訴える患者さんに対して積極的な対応をおこなっていただくことを希望する。

「補装具費支給制度について」

厚生労働省 徳井専門官講演より

障害者総合支援法の理念は「全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものである」であり、これは憲法第13条「すべて国民は、個人として尊重される」、14条「すべての国民は法の下に平等である」、22条「すべて国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。」に基づいて制定されたものである。

障害者総合支援法に規定される補装具とは、利用者一人一人にオーダーメイドで作成又は調整されたものであり、長期にわたって使用されるものである。そして、支給の決定は医師によっておこなわれる。

したがって、支給される補聴器の型式については、市町村、更生相談所等において安易に変更すべきではなく、意見書を書く医師が責任を持っておこなうべき事項である。

今回は以上の見識にもとづいておこなわれた講演内容を紹介すると共に、埼玉県においてその判定をおこなっている埼玉県リハビリテーションセンターにおける見解と審査の実情も合わせて報告する。

## 騒音性難聴と補聴器 一 労災保険制度の現状ををふまえて一

耳鼻咽喉科市川医院（埼玉県労災医療部会理事）  
武石 容子

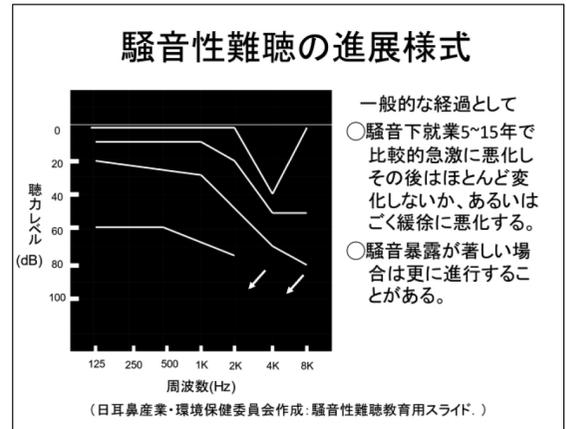
埼玉県では労働者に実施されている一般健康診断（聴力の検査）より特殊健康診断（騒音）の有所見率が平成17年より全国に比して突出して高い傾向が現在まで続いている。本県で平均年齢が46.8歳と全国で7番目に若い県であることを考慮すると、騒音性難聴は本県の健康課題の1つであると考えることができる。本疾患においても主として中等度以上の難聴が認められれば、補聴器診療の対象となる。その際、騒音作業従事者と騒音作業離脱後ではその対象が異なるため、それぞれの時期に分けて論じることを試みた。

| 平成(年) | 全国一般(%) |        | 埼玉一般(%) |        | 全国特殊(%) | 埼玉特殊(%) |
|-------|---------|--------|---------|--------|---------|---------|
|       | 1000Hz  | 4000Hz | 1000Hz  | 4000Hz |         |         |
| 22    | 3.6     | 7.6    | 3.6     | 7.0    | 15.3    | 17.0    |
| 23    | 3.6     | 7.7    | 3.6     | 7.0    | 14.6    | 19.1    |
| 24    | 3.6     | 7.7    | 3.5     | 6.9    | 14.6    | 20.2    |
| 25    | 3.6     | 7.6    | 3.7     | 6.8    | 14.4    | 19.5    |
| 26    | 3.6     | 7.5    | 3.6     | 6.7    | 13.7    | 18.6    |
| 27    | 3.5     | 7.4    | 3.4     | 6.7    | 13.6    | 21.2    |
| 28    | 3.4     | 7.0    | 3.6     | 6.9    | 13.4    | 21.1    |
| 29    | 3.5     | 6.9    | 3.7     | 6.6    | 13.4    | 21.1    |
| 30    | 3.5     | 6.9    | 3.6     | 6.6    | 12.9    | 21.3    |
| 1     | 3.5     | 6.9    | 3.6     | 6.7    | 12.9    | 18.6    |
| 2     | 3.9     | 7.4    | 3.8     | 6.9    | 12.6    | 22.8    |
| 3     | 3.9     | 7.3    | 3.8     | 6.8    | 12.6    | 20.4    |
| 4     | 3.9     | 7.4    | 3.9     | 6.7    | 12.8    | 19.5    |
| 5     | 3.8     | 7.2    | 3.8     | 6.9    | 15.2    | 18.0    |

### 1. 騒音性難聴とは

騒音が人体に及ぼす影響には心理的影響・生理機能に及ぼす影響・内耳に及ぼす影響があり、このうち内耳に及ぼす影響として騒音性難聴がある。本疾患は著しい騒音を発する場所における業務に長期間従事する労働者に発生し、音響性聴器障害のうち慢性障害に分類される。騒音ばく露により受傷した内耳の有毛細胞は再生しないため、根治治療がなく、予防が大切である。騒音による

鼓膜の大きな振動は耳小骨連鎖を経て内耳へ伝わり、リンパ液を介して有毛細胞に伝わる。これが長時間続くことにより有毛細胞に変性がおこり、聴力閾値の上昇がおきる。はじめは一過性閾値上昇であるが、やがて非可逆性閾値上昇、すなわち騒音性難聴となる。



### 2. 騒音作業従事者

騒音作業従事者に対しては、平成4年に労働省が策定し、令和5年に厚生労働省によって改訂された騒音障害防止のためのガイドラインに基づいて聴覚管理が行われる。

「騒音障害防止のためのガイドライン」  
(令和5年4月20日付け基発第0420第2号)

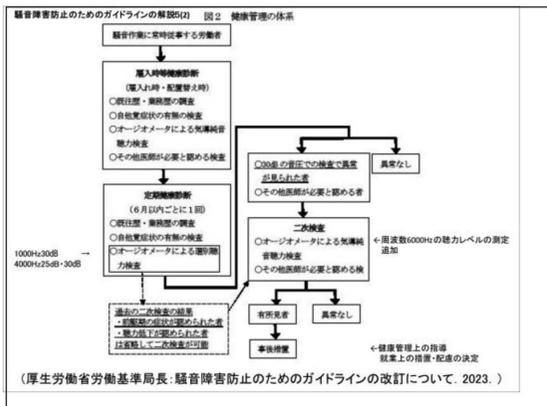
|          |                             |
|----------|-----------------------------|
| 労働衛生の三管理 | 騒音職場(概ね85dB以上)<br>※労働衛生管理体制 |
| • 作業環境管理 | 騒音管理                        |
| • 作業管理   | 騒音測定                        |
|          | 騒音標示                        |
|          | 騒音対策(聴覚保護具)                 |
| • 健康管理   | 聴覚管理                        |
|          | 騒音健診                        |
|          | ※労働衛生教育                     |

注)ガイドライン改訂・JIS改正

その際、騒音健診の結果、聴力レベルに基づく管理区分及び事後措置が定められており、中等度以上の聴力低下が認められるような要管理者については、騒音作業以外の業務及び日常生活において補聴器装用が必要になるものと思われ、補聴器相談医が行っている補聴器診療の対象となる。

### 3. 騒音作業離脱者

騒音作業に起因する難聴や耳鳴のある騒音作業離脱(配置転換及び退職)者については、離脱後5年以内であれば、騒音性難聴として労災申請をすることが可能で



騒音障害防止のためのガイドラインの解説 5 (7) 健康診断に基づく事後措置

表2 聴力レベルに基づく管理区分 (1) 騒音作業内容、保護具使用状況等

| 聴力レベル            |        | 区分                          | 措置                                   |
|------------------|--------|-----------------------------|--------------------------------------|
| 高音域              | 会話音域   | 健康者                         | 一般的聴覚管理                              |
| 30dB未満           | 30dB未満 | 要観察者<br>(前観察期の症状が認められる者)    | 第II管理区分に区分された場所又は等価騒音レベルが            |
| 30dB以上<br>50dB未満 |        |                             | 満である場所においても聴覚保護具を使用させること<br>その他必要な措置 |
| 50dB以上           | 40dB未満 | 要観察者<br>(軽度の聴力低下が認められる者)    |                                      |
|                  | 40dB以上 | 要管理者<br>(中等度以上の聴力低下が認められる者) | 聴覚保護具の使用、騒音作業時間の短縮、配属転換<br>その他必要な措置  |

備考  
1. 高音域の聴力レベルは、4,000ヘルツ及び6,000ヘルツについての聴力レベルのうち、聴力低下がより進行している周波数の値を採用する。  
2. 会話音域の聴力レベルは、3分法平均聴力レベルによる。

(厚生労働省労働基準局長:騒音障害防止のためのガイドラインの改訂について、2023.)

実際の補聴器購入費用申請者は少ない。一方、騒音作業離脱後5年以上が経過して高齢になり、両側高度難聴となる場合は身体障害者手帳を取得し、補聴器費の支給対象となるが、こちらはその申請状況からも補聴器診療の対象となりやすい。

難聴の障害等級表

| 一耳聴力   | 90dB以上<br>50dB未満 | 80dB以上<br>50dB未満 | 70dB以上<br>50dB未満 | 60dB以上<br>50dB未満 | 50dB以上<br>50dB未満 | 40dB以上<br>50dB未満 | 30dB以上<br>50dB未満 | 20dB以上<br>50dB未満 | 10dB以上<br>50dB未満 | 50dB以上<br>90dB未満 | 40dB以上<br>90dB未満 | 30dB以上<br>90dB未満 | 20dB以上<br>90dB未満 | 10dB以上<br>90dB未満 | 50dB以上<br>100dB未満 | 40dB以上<br>100dB未満 | 30dB以上<br>100dB未満 | 20dB以上<br>100dB未満 | 10dB以上<br>100dB未満 |
|--------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 90dB以上 | 4級の3             |                  |                  |                  |                  |                  |                  |                  |                  |                  |                  |                  |                  |                  |                   |                   |                   |                   |                   |
| 80dB以上 | 6級の3             |                  |                  |                  |                  |                  |                  |                  |                  |                  |                  |                  |                  |                  |                   |                   |                   |                   |                   |
| 70dB以上 | 6級の2             |                  |                  |                  |                  |                  |                  |                  |                  |                  |                  |                  |                  |                  |                   |                   |                   |                   |                   |
| 60dB以上 | 7級の2             |                  |                  |                  |                  |                  |                  |                  |                  |                  |                  |                  |                  |                  |                   |                   |                   |                   |                   |
| 50dB以上 | 9級の3             |                  |                  |                  |                  |                  |                  |                  |                  |                  |                  |                  |                  |                  |                   |                   |                   |                   |                   |
| 40dB以上 | 9級の2             |                  |                  |                  |                  |                  |                  |                  |                  |                  |                  |                  |                  |                  |                   |                   |                   |                   |                   |
| 30dB以上 | 10級の3            |                  |                  |                  |                  |                  |                  |                  |                  |                  |                  |                  |                  |                  |                   |                   |                   |                   |                   |
| 20dB以上 | 11級の3            |                  |                  |                  |                  |                  |                  |                  |                  |                  |                  |                  |                  |                  |                   |                   |                   |                   |                   |
| 10dB以上 | 14級の2            |                  |                  |                  |                  |                  |                  |                  |                  |                  |                  |                  |                  |                  |                   |                   |                   |                   |                   |
| 50dB以上 | 30%以下            |                  |                  |                  |                  |                  |                  |                  |                  |                  |                  |                  |                  |                  |                   |                   |                   |                   |                   |
| 40dB以上 | 70%以下            |                  |                  |                  |                  |                  |                  |                  |                  |                  |                  |                  |                  |                  |                   |                   |                   |                   |                   |
| 30dB以上 | 50%以下            |                  |                  |                  |                  |                  |                  |                  |                  |                  |                  |                  |                  |                  |                   |                   |                   |                   |                   |
| 20dB以上 | 50%以下            |                  |                  |                  |                  |                  |                  |                  |                  |                  |                  |                  |                  |                  |                   |                   |                   |                   |                   |
| 10dB以上 | 50%以下            |                  |                  |                  |                  |                  |                  |                  |                  |                  |                  |                  |                  |                  |                   |                   |                   |                   |                   |

(日耳鼻産業・環境保健委員会作成:騒音性難聴教育用スライド。)

以上、騒音性難聴と補聴器について、労災保険制度の現状をふまえながら補聴器診療との関係について論じた。日本耳鼻咽喉科頭頸部外科学会では騒音作業従事者の聴覚管理や騒音性難聴の労災認定（障害補償給付支給診断書の作成）については、騒音性難聴担当医が担うことが望ましいとしている。すでに補聴器相談医の中には騒音性難聴担当医の資格を持っている先生方も多く、本講演をきっかけに資格を取得していただければ幸いです。

## 補聴器相談医「更新/委嘱のための講習会」希望者へのお知らせ

本県地方部会が主催している補聴器相談医「更新」のための講習会は、参加者が少ないこと、日耳鼻秋季大会で補聴器相談医講習会が2日にわたり開催されていることから、以前より存続について検討してきたところ、本年度の理事会において開催の中止を決定いたしました。

今後は他地方部会主催の講習会や、日耳鼻秋季大会をご活用ください。開催予定の講習会は日耳鼻講習会公示システムでご確認いただけます。ご不便をおかけしますが、何卒よろしくお願い申し上げます。